

第 2 期酒田市子ども・子育て支援事業計画（案）への提出意見

1 意見公募結果の概要

- (1) 募集期間 令和 2 年 1 月 3 0 日（木）から 2 月 1 8 日（火）まで
 (2) 提出件数 2（市民 1、事業者 1）、
 (3) 意見総数 1 2

2 意見の内容

1	「サービス」という用語の使用について
<p>案の文中に「保育サービス」「障がい児支援サービス」等の言葉が使用されています。保育も障がい児支援も本来、サービスではなく、「(社会的な) 事業」であるはずですが、他のところでは例えば、「事業所内保育事業」「企業主導型保育事業」などの表記があり、保育、障害児支援についても同様に、「保育事業」「障がい児支援事業」と表記するべきではないでしょうか。</p>	
2	評価指標の目標設定について
<p>103 ページの No. 13 「若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合」の数値目標について、28% というのはとても寂しい目標値ではないでしょうか。もう少し目標値を上げてはどうでしょうか。</p>	
3	幼稚園、認定こども園（教育利用）の今後の方向性について
<p>109 ページの幼稚園、認定こども園（教育利用）の【今後の方向性】について、「認定こども園の利用者数は、現時点で利用定員を割り込んでおり、十分な提供量の確保がされています。1号認定と2号認定の定員の見直しを図り、適正な利用定員の見直しを図っていきます。」とありますが、下線部分を読む限りでは見直しというのが、ニーズ減少による定員全体を減らすことを指しているのか、全体は減らさず1号認定と2号認定間の調整のことを指しているのかわかりません。仮に後者の意味だとすると、調整は市内全域での定員総数を前提としての見直しであるべきであり、施設毎の空き状況によって1号2号間の定員調整をするのは当該施設を優遇していると捉えられるので、その意図がないのであれば、文章全体の表現を再考いただきたいと思います。</p>	
4	計画の位置づけにおける「酒田市地域福祉計画」について
<p>計画の位置づけにおいて、『本計画は、「酒田市総合計画」を上位計画とし、「酒田市地域福祉計画」（中略）などの福祉、保健、教育関係計画や、国や県の関係諸計画との連携・整合性を図りながら推進することとします。』としていますが、地域福祉計画については、平成 3 0 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられています。「酒田市総合計画」と同様に上位計画として記載することをご検討願います。なお、参考までに、同様に第 2 期計画案をパブリックコ</p>	

メント募集している天童市、米沢市の計画（案）においても、「地域福祉計画」を上位計画としています。「酒田市地域福祉計画」は法改正後、計画改定がされていないため、上位計画とはせず、連携・整合性を図る計画としての記述にとどめた、とも考えられますが、その場合でも「令和3年度（予定）以降の次期酒田市地域福祉計画策定後は上位計画と位置付けること」「それに伴い、本計画の見直し、記載の変更などを予定すること」などの説明の記載をご検討願います。

5 計画の位置づけにおける「山形県子どもの貧困対策推進計画」について

図表1-1では、県計画について『やまがた子育て応援プラン』のみ記載がされています。本計画が「市町村における子どもの貧困対策についての計画」としても位置付けていること、同図表中、根拠法令として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を記載していることなどから、県が平成28年3月に策定した『山形県子どもの貧困対策推進計画』についても表中記載することをご検討願います。

6 具体的施策における「実施主体」の表記について

- 『生活自立支援センター』（NO. 252）の実施主体として「市社会福祉協議会」「生活自立支援センターさかた」の記載がない
- 『青少年のボランティア活動の推進』（NO. 156～158）の実施主体として「市社会福祉協議会」「市ボランティア・公益活動センター」の記載がない
- 『生活福祉資金』（NO. 257）の実施主体として「市社会福祉協議会」「生活自立支援センターさかた」の記載がない
- 『ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室』（NO. 261）の実施主体として「酒田市母子福祉ねむの木会」（NPO 法人山形県ひとり親家庭福祉会）の記載がないなど、市の担当課のみの記載となっています。市委託先は担当課の記載にとどめたものと考えた場合、「生活自立支援センターさかた」「市ボランティア・公益活動センター」は市委託ですが、別欄では、認定こども園、保育所、NPO 法人など、私立であれば同様に委託である団体の記載があります。また、『生活福祉資金』については、市委託でなく、県社会福祉協議会委託です。この他、
- 『NPO 法人、ボランティア団体への支援と協力』（NO. 171）に「市ボランティア・公益活動センター」だけでなく、（担当課の）「まちづくり推進課」の記載がない
- 『「子ども食堂」の取組を支援』（NO. 50）の実施主体として「市社会福祉協議会」「市ボランティア・公益活動センター」の記載がない（市と同様に市社会福祉協議会は「山形県こどもの居場所づくりネットワーク」の応援団体として、実施団体の取組み支援や相談を行っています）
- 「民間団体」「運営団体」「事業所」などの記載がそれぞれ何を表しているのか、NPO など法人格記載しているものとの違いがわからない
- 「保育所」「認定こども園」「NPO 法人」が並ぶ場合、NPO のみ運営主体、法人格記載となっており、「社会福祉法人」「学校法人」などの記載がない
- 実施主体として「NPO 法人」が複数記載があるが、法人格を持たない「ボランティア団

体」「民生委員・児童委員（などが主体となった活動）」の記載がない（「地域」に内包されている、とも考えられます）

○実施主体の「☆」が何を表しているのかわからない

など、計画を読むにあたり、解釈や類推が必要で『実施主体』欄の記載が全体として統一性を欠いており、分かりにくい状況です。これは、『実施主体』としているものの、実際には実施主体の他、「(実施主体でないが)市の担当・関係課」「取組に関係する団体・機関」などが混在していることも原因の一つと考えます。例えば、①山形市や鶴岡市の現行計画のように実施主体など団体・機関の記載はせず、『担当課』のみの記載にとどめる、②『実施主体等』とし、記載する団体・機関の定義づけを行う、③『担当課』『実施主体』『関係団体・機関』の記載を分ける、など記載上のルールをご検討いただき、その上で、改めて記載する団体や機関の精査のご検討願います。

7 酒田特別支援学校の機能（教育課程）の強化への働きかけ等の取組みについて

令和2年度酒田市重要事業要望書では、『酒田特別支援学校への肢体不自由教育部門、視覚障がい教育部門の設置について』要望しています。また、要望書中、現在の市の取組みとして、「エレベーターの設置など施設設備等」「通常学級より優先して教育支援員等の配置」の記載があります。このような酒田特別支援学校の機能（教育課程）の強化への働きかけや特別支援学級での受入充実について『重点施策 4 特別支援教育の充実』中の具体的施策や取組内容等への記載についてご検討願います。

8 「赤い羽根共同募金運動」等の取組みについて

「赤い羽根共同募金運動」「歳末たすけあい募金」は社会福祉法第112条の規定に基づき行われている寄附金の募集で、地域福祉の推進を図るため配分することを目的としているものです。この募金は、酒田市でも、認定こども園や保育所、学童などでの地域交流事業、子育てサポートグループの活動、子ども食堂の活動、年末の低所得世帯の子ども達への贈り物（お金）として役立てられています。『重点施策 2 地域における子育て支援の充実』『重点施策 2 地域の育児力の向上』『重点施策 4 子育ての協力体制の充実』『重点施策 4 経済的支援』などの具体的施策や取組内容等への記載についてご検討願います。

9 「生活自立支援センター」の取組みについて

取組内容中の生活自立支援センターの記載は『重点施策 3 保護者の就労支援』の『具体的施策』（No.252）のみとなっていますが、生活自立支援センターの支援機能は就労の支援に限られたものでなく、生活困窮世帯の生活の自立や経済的支援・相談の他、教育支援資金貸付など進学費用の相談支援などを含むものです。

『3 子どもの貧困に関する指標』の図表中、「生活の支援」の指標として生活自立支援センターの相談受付件数が記載されていることも鑑み、『重点施策 1 教育の支援』『重点施策 2 生活の支援』『重点施策 4 経済的支援』への生活自立支援センターの具体的施策や取組内容等への記載についてご検討願います。

10	「たすけあい資金貸付」の取り組みについて
<p>たすけあい資金貸付は、市社会福祉協議会が、生活困窮世帯等に対して、臨時的に応急生活資金の貸付けを行っているものです。取組内容『母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。』（No. 257）として、同じく市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の記載がありますが、これに並べて、たすけあい資金貸付についての記載をご検討願います。</p>	
11	子どもの貧困対策の推進経過について
<p>「1 現状と課題、施策の基本的方向性」中の「子どもの貧困対策の推進経過」において、『平成28年1月フードバンク（酒田市社会福祉協議会）開始』の記載がありますが、これに先立ち、市社会福祉協議会は平成27年4月に酒田市と山形県より委託を受け、「生活自立支援センターさかた」を開設しています。平成27年度の経過への記載についてご検討願います。</p>	
12	「離転職者支援資金」について
<p>取組内容『母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。』（No. 257）の記載中の「離転職者支援資金」については、平成21年度の生活福祉資金貸付事業の再編で統合整理され、現在はこの名称の資金種類はないと承知しています。ご確認願います。</p>	